

静岡市手話言語条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 6 日

静岡市長

難波 喬 司

静岡市条例第 13 号

静岡市手話言語条例

手話は、手指だけではない体の動き、顔の表情等の複数の視覚的な情報を組み合わせた独自の語彙や文法体系から成り立っています。ろう者をはじめとした日常的に手話を使う市民が、意思疎通や情報伝達的手段として使用していますが、それにとどまらず、ろう者が思考を巡らせ、表現する際にも用いられています。

手話は、元来、ろう者への教育にも用いられてきましたが、国際的に手話の使用の排除が進み、国内でも、口の動きを見て言葉を読み取り、音声で発語する方法である口話法による教育が推し進められ、手話を自由に使うことが認められない時期がありました。

そうした中でも手話は大切に受け継がれ、平成18年に国際連合総会において採択された障害者の権利に関する条約では、手話が言語の一つとして定義付けられ、「手話の使用を認め、及び促進すること」が、締約国がとる措置として明記されました。国内でも、平成23年に障害者基本法が改正され、手話が言語として位置付けられました。

一方、今なお、手話への理解が浸透していないことで、ろう者が手話の使用をためらうことがあり、このことは、ろう者にとって、自らの意思が尊重されないなどの不安につながっています。

ろう者をはじめとした手話を必要とする全ての人々が、時間や場所を問わず、安心して自由に手話を使用できるようにするためには、地域社会において手話が言語であることの理解を深めていくことが重要です。

手話への理解を契機として、市民が多様な人々に対する理解を深め、互いに尊重し合う心を育み、全ての市民が安心して暮らすことができることを目指し、この条例を制定します。

(目的)

第1条 この条例は、手話が言語であるとの認識に基づき、手話への理解の促進及び手話の普

及に関し、基本理念を定め、市の責務並びに市民及び事業者の役割を明らかにするとともに、手話に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図り、もってろう者及びろう者以外の者が共生することのできる地域社会を実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「ろう者」とは、聴覚に障がいがある者のうち、手話を言語として使用し、日常生活又は社会生活を営む者をいう。

(基本理念)

第3条 手話への理解の促進及び手話の普及は、手話が言語であるとの認識に基づき、手話を必要とする全ての市民が手話で意思疎通を図る権利を有することを前提に、ろう者及びろう者以外の者が相互に人格と個性を尊重し合うことを基本理念として行わなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、基本理念にのっとり、手話に関する施策を総合的かつ計画的に講ずるものとする。

(市民の役割)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、手話への理解を深めるとともに、手話への理解の促進及び手話の普及のための活動に参画し、又は協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、手話への理解の促進及び手話の普及のための活動に協力するとともに、ろう者が利用しやすいサービスを提供し、ろう者が働きやすい環境を整備するよう努めるものとする。

(手話に関する施策の推進)

第7条 市は、次に掲げる施策を総合的かつ計画的に講ずるものとする。

- (1) 手話への理解の促進及び手話の普及に関する施策
- (2) 手話による情報の取得及び発信並びに手話を使用しやすい環境づくりに関する施策
- (3) 手話による意思疎通を支援する体制の整備及び拡充に関する施策
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める施策

2 市は、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第3項に規定する市町村障害者計画及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第88条第1項に規定する市町村障害福祉計画において、前項に掲げる施策を定めて推進するものとする。

3 市は、手話に関する施策の推進に当たっては、ろう者及び手話通訳者その他の手話に関わ

る者の意見を聴くものとする。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。